

京都市図書館資料収集方針

(趣旨)

第1条 この収集方針は、京都市図書館条例第2条に規定する事業を円滑に運営するため、資料の収集に関して必要な事項を定めるものとする。

(基本方針)

第2条 京都市図書館の設置の趣旨を踏まえ、市民の要望及び社会的動向等が十分に反映されるよう配慮して、市民の学習、文化、教養、調査研究、実用、レクリエーション等に資する資料を幅広く収集するものとする。

(収集資料の種類)

第3条 収集する資料の種類は、次に掲げるとおりとする。

図書（一般図書、参考図書、児童図書、外国語図書、マンガ）

逐次刊行物（新聞、雑誌など）

官公庁出版物

京都関係資料

視聴覚資料（CD、DVD、ビデオなど）

電子資料

障害のある人のための資料

その他

(資料収集の範囲)

第4条 収集する資料は、国内で刊行される資料を中心とする。

2 収集する資料の範囲は全分野にわたり、基本的なものから専門的なものまで幅広く収集するものとする。

3 資料の収集にあたっては、基本的な資料の充実を優先するとともに、信頼性の高い資料を各分野にわたり広く収集する。

(資料別収集方針)

第5条 資料の種類別の収集方針は、次に掲げるとおりとする。

図書

ア 一般図書は、利用者の学習、教養、実用、レクリエーション等に資するため、基本的、入門的な図書のほか、必要に応じて専門的な図書まで幅広く収集するものとする。

イ 参考図書は、利用者の調査研究に役立てるために必要な辞典、事典、年鑑、名鑑、

目録，書誌，地図等を幅広く収集するものとする。

ウ 児童図書は，児童が読書の楽しみを発見し，読書習慣の形成と継続に役立てる資料及び調べ学習のための資料を幅広く収集するものとする。

児童向けの参考図書，郷土資料，その他紙芝居なども収集する。

エ 外国語図書は，学習，教養，実用等にも応えられるよう，英語で書かれた資料を中心に収集するものとする。

オ マンガについては，一定の評価が与えられたものを収集するものとする。

逐次刊行物

ア 新聞は，主要全国紙を中心に，専門紙，スポーツ紙，海外の新聞等を収集するものとする。

イ 雑誌は，国内発行の各分野における基本的な雑誌を中心に，海外雑誌，児童及び青少年向けのものも含めて収集するものとする。

ウ 年鑑，年報，白書等は，一般図書及び参考図書に準じて収集するものとする。

官公庁出版物

ア 京都市及び政府諸機関が発行する資料については，主要なものを収集するものとする。

イ 他の地方公共団体その他公的機関が発行する資料は，必要度の高いものを収集するものとする。

京都関係資料

ア 京都市を中心に，関連性の深い周辺地域一帯を含めた地域の歴史，地誌，民俗，芸術，文化，産業等を記録した資料を収集するものとする。

イ 京都市その他府下市町村が作成し，又は発行する行政資料も収集するものとする。

視聴覚資料

学習，教養，実用等に資するため，録音資料としてCD，カセットテープ，映像資料としてDVD，ビデオテープ等を収集するものとする。

電子資料

電子資料は，CD-ROM，DVD-ROM等を必要に応じて収集するとともに，オンラインデータベース等のインターネット上の情報源を必要に応じて利用するものとする。

障害のある人のための資料

図書館利用に障害のある人のため，録音図書，大活字本等を収集するものとする。

その他

ア マイクロフィルムは，必要に応じて収集するものとする。

イ パンフレット類は，必要に応じて収集するものとする。

(寄贈資料等の収集)

第6条 資料の収集方法については，購入のほかに寄贈等も必要に応じて活用する。寄贈

等による場合においても，この収集方針を適用するものとする。

(その他)

第7条 この方針の実施に必要な事項は，中央図書館長が決定するものとする。